

## 熊本県個人情報保護制度審議会議事録

1 日 時 平成29年11月10日（金）午前10時から午前11時20分まで

2 場 所 熊本県庁行政棟本館5館 審議会室

3 出席者

審議会委員 金澤委員 澤田委員 浪本委員 馬場委員

実施機関 県政情報文書課

事務局 県政情報文書課 村上課長 堀内補佐 増住補佐 高島主事

4 議事等

(1) 会長選任

(2) 会長職務代理者の指名

(3) 熊本県個人情報保護条例の一部改正について（諮問）

(4) その他報告事項

・熊本県個人情報保護条例の運用状況について（平成28年度）

5 審議内容

	<p><b>(1) 会長選任</b></p> <p>（委員の互選により、馬場委員を会長に選任）</p> <p><b>(2) 会長職務代理者の指名</b></p>
会 長	<p>それでは、議事次第に従って進めてまいります。</p> <p>まず、熊本県個人情報保護制度審議会規則第3条第3項の規定に基づき、会長職務代理者の指名を行います。</p> <p>澤田委員にお願いしたいと思います。澤田委員、各委員の皆様、よろしいでしょうか。</p>
澤田委員	<p>（了承）</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
会 長	<p>澤田委員、よろしくお願いたします。</p> <p>続いて、本日の議事について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（配布資料の確認・議事について説明）</p>
	<p><b>(3) 熊本県個人情報保護条例の一部改正について（諮問）</b></p>
会 長	<p>それでは、熊本県個人情報保護条例の一部改正について、審議を行います。</p>

実施機関は説明をお願いします。

県政情報文書課 (資料 1 により説明)

会 長 ただいまの説明について、御意見・御質問等がございますか。

会 長 要配慮個人情報について、行政機関個人情報保護法では収集を原則禁止とする規定はないということよろしいですか。

県政情報文書課 法では、今回の改正により、初めて要配慮個人情報という定義・考え方が設けられましたが、収集を原則禁止とする規定はありません。  
条例では、要配慮個人情報や機微情報という言葉の定義はありませんでしたが、従来から差別の原因となるような個人情報、いわゆる機微情報の収集を原則として禁止する規定がございます。

会 長 収集を禁止するわけでもないのに、法で要配慮個人情報の定義・概念が設けられたのはどういった理由からなのでしょう。

県政情報文書課 まず、特に配慮を要する個人情報を明確にするという目的があると思われま。また、個人情報ファイル簿の作成・公表を通して、国の行政機関がどのような個人情報を保有しているかということを公表することになっていきますので、そういった点でも意義があると考えられます。

会 長 条例にも、法と同様に、収集している個人情報を公表する規定はあるのですか。

県政情報文書課 はい。ございます。

会 長 その条文は変わらないのですか。

県政情報文書課 条文の改正は行いません。本県の条例においては、個人情報取扱事務登録簿でどのような個人情報を収集しているかを公表しており、その項目として追加することで対応する予定です。

会 長 わかりました。

澤田委員 資料 1－3 で、地方公共団体では「その区域の特性に応じて」個人情報保護のための施策を実施するということが書かれていますが、個人情報の取扱いを異なるものとする必要があるような各々の地域の特性というのは、あまりイメージできません。  
この「区域の特性」というのは、熊本県のように、国と異なる規定を設けていることを指しているという認識でよろしいでしょうか。

県政情報文書課 地方分権時代の中で、国と全く同じ規定にするよう求めることには問題があるため、このような表現になっていると考えられます。また、個人情報の保護に関しては、法よりも各地方公共団体の条例が先行していたこととの兼合いで、そのような表現が入っている面もあると思われま。

澤田委員

わかりました。

浪本委員

確認ですが、従来の機微情報は要配慮個人情報に集約され、機微情報に関する規定はなくなるということですか。

県政情報文書課

元々、条例に機微情報という定義があるわけではなく、思想、信条等の一部の情報について収集を原則禁止する規定のみがありました。この規定の対象となる個人情報は、法における要配慮個人情報にすべて含まれますので、条例における要配慮個人情報の範囲を法と同じにし、そちらに集約する形での改正を行う予定です。

会 長

資料 1-1 の 5 頁の表に記載のある×は、どのような意味ですか。

県政情報文書課

例えば、「社会的身分」の箇所では職業的地位・学歴・門地が×となっているのは、それらは要配慮個人情報としての「社会的身分」には該当しないという意味です。

会 長

では、それらは収集してもよいということですか。

県政情報文書課

要配慮個人情報として、他の個人情報と明確に区別され、収集が原則禁止されるものには当たらないということになります。

浪本委員

個人識別符号のうちの 2 つ目の類型として、旅券番号等の行政から割り当てられた番号が挙げられていますが、クレジットカード番号等の民間が発行する番号はこれに該当するのでしょうか。

県政情報文書課

その点については、国における法改正の際にも論点となったようです。ただ、結論としては、公的機関が発行するものに限ることとされております。

会 長

資料にある非識別加工情報制度の導入は、条例改正に関係してくるのですか。

県政情報文書課

今回の改正には含まれていませんが、現在検討中であり、今後、条例改正が必要になってくると考えられます。改正の際には、改めて当審議会に諮問する予定です。

会 長

具体的にはどういったものなのですか。

県政情報文書課

(非識別加工情報制度の概要・具体例、本県及び国等の検討状況について説明)

会 長

例えば、今回の地震に関する個人情報について、県が取りまとめ、個人を特定できないような形に加工したうえで公開するというようなことは、この非識別加工情報の制度を条例に導入しないと許されないのでしょうか。

県政情報文書課

それは可能と考えます。実際、今回の地震においては、災害関連死の関係で、各市町村では個人情報保護の観点から公表できない情報を県が取りまとめて加工した上で公表するという事務を進めていると聞いています。

ただ、個人情報については、収集の時点で定めた目的以外での利用・提供は原則出来な  
いことになっています。また、例外的に目的外の利用・提供ができる場合もありますが、

特定の民間企業から提案を受け、その企業の利益のために個人情報加工して提供することは、現在の制度では難しいと考えます。

会長 制度が導入された場合、企業の利益のために、県の職員が無料で加工作業を行うことになるのですか。

県政情報文書課 無料ではなく、データの加工委託費用等を含めた手数料をとることになりますが、算定の基準等は今後検討していく予定です。

会 長 わかりました。

会 長 では、他に御意見等なければ、本案件について適当と判断し、具体的な答申文については、会長に一任していただくということによろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 では、本案件については承認することとします。答申文については私と事務局で調整いたします。

### (3) 報告事項

会 長 それでは、事務局から報告事項について、説明をお願いします。

事務局 (資料2により説明)

会 長 ただいまの説明について、御質問等はございますか。

会 長 3頁の「自己情報開示請求に対する実施機関別の決定等の状況」について、警察本部長の件数が多くなっていますが、どのようなものが多いのでしょうか。

事務局 警察本部長に関しては、個々の事案の内容についての報告を求めておらず、明確にどのような内容の請求があったかまでは把握していません。

会 長 運転免許試験等以外の開示請求があっているということですか。

事務局 はい。そういった試験の結果以外の請求が多くあっているのだと思われます。

会 長 わかりました。

澤田委員 口頭による自己情報開示請求について、開示件数に対して開示対象者数が非常に多く、また、開示件数が0件の場合もありますが、これはなぜなのでしょう。

事務局 試験等の結果については、郵送等の方法で合否を通知・発表することが多いかと思えます。その上で、自分の点数や順位等を知りたいという請求があり開示を行った件数となりますので、数は少なくなっております。また、開示対象者数は受験者数ですので、割合としてはこのような数字になっております。

澤田委員

わかりました。

会 長

不服申立ての件数が少ないのは、そもそも自己情報の開示請求という制度があまり知られていないということもあるかもしれません。

会 長

それでは、本日の議事はこれで終了します。  
今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料3により説明)

会 長

それでは、以上で、本日の審議会を終了します。